

○ 金融庁、財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、告示第一号
環境省

内閣府、財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第 号）の規定に
環境省

基づき、中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省、
経済産業省、国土交通省告示第一号）の全部を改正
金融庁、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
基づき、中小企業等協同組合法施行規程（平成十九年厚生労働省、
経済産業省、国土交通省告示第一号）の全部を改正

する告示を次のように定める。

平成二十年二月十二日

金融庁長官 佐藤 隆文

財務大臣 額賀福志郎

厚生労働大臣 舛添 要一

農林水産大臣 若林 正俊

経済産業大臣 甘利 明

国土交通大臣 冬柴 鐵三

環境大臣 鴨下 一郎

中小企業等協同組合法施行規程

（銀行等共済募集制限先に該当しない法人）

第一条 中小企業等協同組合法施行規則（以下「規則」という。）第十五条第三項第一号イに規定する事業所管大臣が定める法人は、次に掲げるものとする。

一 国

二 地方公共団体

三 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならぬ法人

四 特別の法律により設立された法人（前号に該当する法人を除く。）で国、同号に掲げる法人及び地方

公共団体以外の者の出資のないもののうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人

五 国若しくは都道府県の利子補給若しくは財政支援のある農業資金又は貸付けに関して地方公共団体若

しくはこれに準ずる機関の関与のある農業資金を借り入れていて法人（他に事業に必要な資金を借り入

れているものを除く。）

（特例地域金融機関が講ずべき措置）

第二条 規則第十五条第三項第三号に規定する事業所管大臣が定める措置は、次に掲げるもののいずれかとする。

一 銀行等（保険業法（平成七年法律第二百五号）第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。

次号において同じ。）の使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関する顧客と応接する業務を行う者が、当該業務において応接する事業者（当該銀行等が事業に必要な資金の貸付けを行っている者に限る。次号において同じ。）の関係者（当該事業者が常時使用する従業員及び当該事業者が法人である場合の当該事業者の役員をいう。次号において同じ。）を共済契約者又は被共済者とする共済契約（規則第十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げるものを除く。次号において同じ。）の締結の代理又は媒介を行わないことを確保するための措置

二 銀行等の使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関する顧客と応接する業務を行う者が、当該業務において応接する事業者の関係者を共済契約者又は被共済者とする共済契約の締結の代理又は媒介を行

つた場合について、当該共済契約の締結の代理又は媒介が規則第十五条第二項第三号に規定する共済契約の募集に係る法令等に適合するものであつたことを個別に確認する業務を行う者（事業に必要な資金の貸付け又は共済契約の募集に関する顧客と応接する業務を行わない者に限る。）を本店又は主たる事務所及び主要な営業所又は事務所に配置する措置

（特例地域金融機関となることができる金融機関）

第三条 規則第十五条第四項に規定する事業所管大臣が定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 社団法人全国地方銀行協会又は社団法人第二地方銀行協会の会員である銀行

二 信用金庫

三 労働金庫

四 信用協同組合

五 農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第十条第一項第三号（信用事業）の事業を行う農業協同組合

六 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十二条第一項第四号及び第九十三条第一項

第二号（信用事業）の事業を行う漁業協同組合及び水産加工業協同組合

七 株式会社埼玉りそな銀行

八 日本振興銀行株式会社

九 株式会社新銀行東京

（特例地域金融機関が募集を行うことのできる共済契約及び金額）

第四条 規則第十五条第四項第二号に規定する事業所管大臣が定める共済契約は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同号に規定する事業所管大臣が定める金額は、同表の中欄に掲げる共済契約の区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額とする。

項	共 濟 契 約	金 額
一 医師により人が疾病にかかつたと診断されたこと（以下この項及び四の項において「疾病診断」という。）又は人が共済約款所定の介護を要する状態になつたこと（以下この項及び四の項において「要介護	当該共済事故のうちの一の共済事故の発生につき百万円（診断等給付金であつてその支払により死亡給付金の全額が減額されることとされているものがあるときは、百万円に当該	

「 という。）を共済事故とする共済契約（次の項か

死亡給付金の額を加算した額）

ら四の項までに掲げるものその他疾病診断又は要介

護以外の事実を共済事故とするもの及び当該共済契

約に係る共済金その他の給付金（以下この項におい

て「診断等給付金」という。）の支払により当該人

の死亡を共済事故とする共済契約に係る共済金その

他の給付金（以下この項において「死亡給付金」と

いう。）の額が減額されることとされている

もの（死亡給付金の額が診断等給付金の額を下回ら

ないものに限る。）を除く。）

二 人が入院したことを共済事故とする共済契約

、次のイ又はロに掲げる共済契約の区分に応じ
、共済事故に係る入院一日につき当該イ又は
ロに定める金額（一日を超える一定期間の入

三 人が手術その他の治療（健康保険法（大正十一年法	
次のイ又はロに掲げる共済契約の区分に応じ	<p>院を共済事故として支払われる共済金その他 の給付金にあつては、一日当たりの額に換算 するものとする。）。ただし、共済契約者を 同一とする共済契約が当該イ及びロに掲げる 共済契約のいずれにも該当するときは、当該 イに掲げる共済契約について支払うことを約 した金額と当該ロに掲げる共済契約について 支払うことを約した金額との合計額は、一万 円を超えることができない。</p> <p>イ　共済事故に係る入院が特定の疾病的治療 のための入院に限られる共済契約　一万円 ロ　イ以外の共済契約　五千円</p>

（律第七十号）第六十三条第二項第三号に規定する評
価療養に該当するものを除く。）を受けたことを共
済事故とする共済契約

、一の共済事故の発生につき当該イ又はロに
定める金額。ただし、共済契約者を同一とす
る共済契約が当該イ及びロに掲げる共済契約
のいずれにも該当するときは、当該イに掲げ
る共済契約について支払うことと約した金額
と当該ロに掲げる共済契約について支払うこと
と約した金額との合計額は、四十万円を超
えることができない。

イ 共済事故に係る手術その他の治療の目的
が特定の疾病的治療に限られる共済契約

四十万円

ロ イ以外の共済契約 二十万円

疾病診断又は要介護を共済事故とし、かつ、当該共

当該共済契約に係る共済金その他の給付金の

四

済事故が発生した後の共済約款所定の時期における

支払の期間一月につき合計五万円（一月を超

被共済者の生存を共済事故とする共済契約

える期間ごとに支払われる共済金その他の給付金にあつては、一月当たりの額に換算するものとする。）

備考

この表において「特定の疾病」とは、悪性新生物、心臓疾患及び脳血管疾患のうち少なくとも一の疾病を含む十を超えない範囲内の数の疾病であつて、共済事業（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号。以下「法」という。）第九条の二第七項に規定する共済事業をいう。）を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合又は協同組合連合会が共済約款に定めているものとする。

（社債等の指定）

第五条 規則第二百四十三条第三号に規定する事業所管大臣の指定するものは、取得時において指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。附則第二条において同じ。）により、B B B格相当以上の格付が付与されているもの

とする。

2 規則第百四十三条第五号に規定する事業所管大臣の指定するものは、取得時の直前の事業年度における利益配当率が一割以上のものとする。

(既発生未報告支払準備金)

第六条 規則第百四十四条第一項第二号の行政庁が定める金額は、共済規程（法第九条の六の二第一項に規定する共済規程をいう。以下同じ。）又は火災共済規程（法第二十七条の二第三項に規定する火災共済規程をいう。以下同じ。）に基づく共済の種類ごとに、それぞれ次の各号に掲げる金額を平均した金額とする。ただし、当該平均した金額が零を下回った場合には、零とする。

一 支払準備金の計算の対象となる事業年度（以下「対象事業年度」という。）の前事業年度末の既発生未報告支払準備金積立所要額（次項に規定する既発生未報告支払準備金積立所要額をいう。以下この条及び次条において同じ。）に、対象事業年度の共済金支払額及び普通支払準備金の額（規則第百四十四条第一項第一号に掲げる金額をいう。以下同じ。）（以下「共済金支払額等」という。）を対象事業年度の前事業年度の共済金支払額等で除して得られた率を乗じて得られた金額